

事務連絡  
令和4年3月28日

地区薬剤師会 担当者 各位

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について  
(再通知)

公益社団法人東京都薬剤師会

平素より本会会務推進にご尽力賜り心よりお礼申し上げます。

先般ご案内いたしました麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令が令和4年4月1日に施行となります。会員薬局における体制整備について今一度ご確認いただきたく、再度ご案内申し上げます。

下記内容について貴会会員に再度ご周知のほど、よろしく願いいたします。

記

1. 麻薬小売業者間譲渡について (別紙1)

新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能となること。

2. 役員変更届について (別紙2)

麻薬取扱者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第1号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生(支)局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出すること。

以上

※詳細につきましては、東京都福祉保健局の以下のページを参考にしてください

・麻薬小売業者間譲渡許可について (制度の概要、様式等)

( <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/kourikanjouto.html> )

・麻薬小売業者役員変更届

( [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki\\_dow/m\\_menkyo/mayakukourihenkou.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki_dow/m_menkyo/mayakukourihenkou.html) )

問合せ先：薬事情報課 (佐藤・神戸)  
TEL：03-3292-0735  
FAX：03-3295-2333  
e-mail：druginfo@toyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 123 号  
令 和 3 年 7 月 14 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局長および同監視指導・麻薬対策課長より、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の公布等について、別添のとおり通知がございましたのでお知らせいたします。

これまで、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能とされてきたところです。

今般の改正により、上記のほか、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とされたものです（別添1）。

また、今般の改正省令では、申請書類の簡素化が図られており、①麻薬小売業者間譲渡許可申請において、代表者が当該届出の内容について当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもって足りること、②麻薬小売業者間譲渡許可に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、代表者および追加となる麻薬小売業者のみが届け出ることをもって足りること一が示されています（別添2）。

同改正は令和4年4月1日から施行とされておりますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>※いずれも令和3年7月5日付け、本会宛

1. 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について（薬生発0705第4号、厚生労働省医薬・生活衛生局長）
2. 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について（薬生監麻発0705第4号、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長）

日薬業発第 316 号  
令和 2 年 10 月 16 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫  
(会長印省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より通知がありましたのでお知らせいたします（別添 1）。

麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があったときの変更届出書に係る標準様式等が示された「平成 31 年度通知」については、平成 31 年 4 月 10 日付け日薬業発第 20 号にてお知らせしたところです。

今般、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則において、麻薬取扱者及び法第 2 条第 27 号に規定する向精神薬営業者の役員に変更があった場合に用いる変更届出書が規定され（別添 2）、改正に伴う留意事項等が示されました（別添 1）。

これらは令和 4 年 4 月 1 日より施行され、これに伴い、上記「平成 31 年度通知」は廃止されます。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。